

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率等について

参考資料 1 - 2

財 政 局

1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」といいます。)では、地方公共団体は、毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標(健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率)を算定し、監査委員の審査意見を付して議会へ報告するとともに、公表することとされています。

また、健全化判断比率等が一定の基準を超えた場合は、財政健全化計画、財政再生計画の策定などが義務付けられています。

財政健全化法のスキーム

すべての団体

健全化判断比率等の算定と情報公開の徹底



比率が「早期健全化基準」を上回ると

財政健全化団体

- ・ 財政健全化計画の策定(議会の議決)、実施状況の議会報告
- ・ 外部監査の義務付け



更に、比率が「財政再生基準」を上回ると

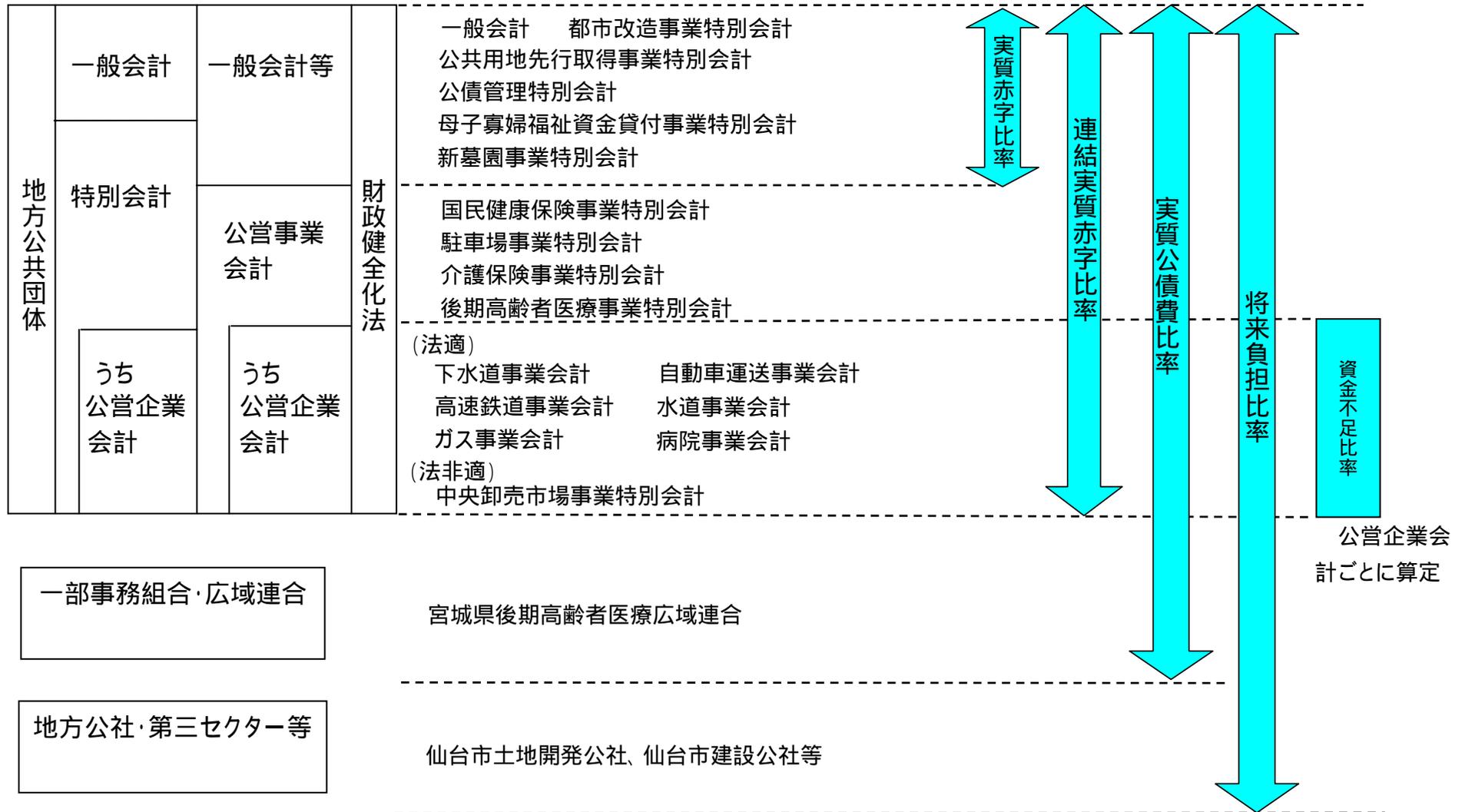
財政再生団体

- ・ 財政再生計画の策定(議会の議決)、実施状況の議会報告
- ・ 外部監査の義務付け
- ・ 災害復旧事業等を除き起債制限

財政再生計画について、総務大臣の同意を得れば収支不足額を振替えるための地方債の起債が可能となる。

健全化判断比率等の対象

(仙台市の会計区分等)



2. 平成 24 年度決算に基づく算定結果

健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準等を下回っており、また、前年度から改善し、これらの指標上は、適正な水準にあると言えます。

しかしながら、地方公共団体の財政状況は、これらの指標のみをもって計れるものではなく、経常収支比率は 24 年度決算で 96.5% と高い水準にあり、東日本大震災の影響などを踏まえると、本市の財政は依然として厳しい状況にあります。

		24 年度決算	(参考) 23 年度決算	政令市に適用される 早期健全化基準	政令市に適用される 財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	- (-2.18%)	- (-0.75%)	11.25%	20%
	連結実質赤字比率	- (-14.16%)	- (-12.54%)	16.25%	30%
	実質公債費比率 3 年平均	11.3%	11.6%	25%	35%
	将来負担比率	141.2%	147.8%	400%	
資金不足比率	下水道事業	-	-	〔 経営健全化基準 〕 20%	
	自動車運送事業	-	-		
	高速鉄道事業	-	-		
	水道事業	-	-		
	ガス事業	-	-		
	病院事業	-	-		
	中央卸売市場事業	-	-		

< 実質公債費比率の主な減少理由 >

- ・ 単年度ごとの比率では 24 年度は定時償還分の元利償還金の増加等により 23 年度より上昇しているものの、直近 3 年で平均を算定するため、相対的に減少したものの。

< 将来負担比率の主な減少理由 >

- ・ 将来負担額に含まれる債務負担行為に基づく支出予定額や退職手当負担見込額が減少した等のため。

(注)・表中の「 - 」は、赤字や資金不足が生じていないことを表します。

- ・ 表中の () 内の数値は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を黒字の場合に算定した参考値です。

健全化判断比率等の概要について

(1) 実質赤字比率

一般会計等(一般会計、都市改造事業特別会計等:ほぼ普通会計に相当)を対象とした実質赤字の、標準財政規模(標準的な一般財源の規模)に対する割合

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{-4,998,208 \text{ 千円}}{228,927,535 \text{ 千円}} = -2.18\% \text{ (小数第2位未満切り捨て)}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額 : 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質収支が黒字の場合、実質赤字比率は負の値で表示されます。

(2) 連結実質赤字比率

全会計(一般会計、特別会計、企業会計)を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する割合

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{-32,433,244 \text{ 千円}}{228,927,535 \text{ 千円}} = -14.16\% \text{ (小数第2位未満切り捨て)}$$

- ・ 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
- ・ 連結実質収支が黒字の場合、連結実質赤字比率は負の値で表示されます。

(3) 実質公債費比率 (3ヵ年平均)

「公債費、企業債元利償還金充当の一般会計繰出金などの合計額」の、標準財政規模に対する割合(公債費等へ充当される特定財源、地方交付税で措置される部分を除く)

$$\begin{aligned} & \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ = & \frac{(42,793,907\text{千円} + 29,855,172\text{千円}) - (13,128,494\text{千円} + 37,693,809\text{千円})}{229,463,324\text{千円} - 37,693,809\text{千円}} = 11.3\% \text{ (小数第1位未満切り捨て)} \end{aligned}$$

・ 準元利償還金 : イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

「市債残高、一般会計繰出金の充当が見込まれる企業債残高、土地開発公社の負債、第3セクター等への損失補償債務に係る負担見込額などの合計額」の、標準財政規模に対する割合

$$\begin{aligned} & \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ = & \frac{1,077,986,656\text{千円} - (169,421,627\text{千円} + 139,946,614\text{千円} + 498,245,174\text{千円})}{228,927,535\text{千円} - 37,547,935\text{千円}} = 141.2\% \text{ (小数第1位未満切り捨て)} \end{aligned}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合

$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \quad (\text{資金不足が発生している公営企業会計はありません})$

・ 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業） = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業） = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・ 事業の規模

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(参考) 各政令市の健全化判断比率等の比較 (平成 23 年度決算ベース)

都市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
仙台市	-	-	11.6%	147.8%
札幌市	-	-	9.1%	101.9%
さいたま市	-	-	5.4%	43.1%
千葉市	-	2.43%	20.5%	268.5%
横浜市	-	-	16.3%	213.0%
川崎市	-	-	10.9%	111.2%
相模原市	-	-	4.2%	27.3%
新潟市	-	-	10.8%	113.7%
静岡市	-	-	12.3%	102.0%
浜松市	-	-	11.7%	52.9%
名古屋市	-	-	12.0%	202.5%
京都市	-	-	13.7%	237.2%
大阪市	-	-	10.0%	199.9%
堺市	-	-	4.9%	52.8%
神戸市	-	-	12.1%	152.6%
岡山市	-	-	14.8%	87.8%
広島市	-	-	16.0%	239.9%
北九州市	-	-	11.4%	166.9%
福岡市	-	-	15.7%	202.9%
熊本市	-	-	11.8%	125.3%
政令市平均			11.8%	142.5%
政令市に適用される 早期健全化基準	11.25%	16.25%	25%	400%
政令市に適用される 財政再生基準	20%	30%	35%	